

3号議案 支部規約・規程の一部改定に関する件

パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合 長岡京支部の支部規約を一部改定します。

支部規約

条 項	現 行	改 定
第1条	第1条（名称） この支部は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 パナソニック デバイス労働組合（以下単に組合といい、また本部と呼ぶことがある）に所属する支部であり、 <u>パナソニック デバイス労働組合 長岡京支部</u> （以下単に支部という）と呼ぶ。	第1条（名称） この支部は、 <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合</u> （以下単に組合といい、また本部と呼ぶことがある）に所属する支部であり、 <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合 長岡京支部</u> （以下単に支部という）と呼ぶ。
第3条	第3条（法人） この支部は、 <u>パナソニック デバイス労働組合（法人）</u> の支部とする。	第3条（法人） この支部は、 <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合（法人）</u> の支部とする。
第4条	（構成） この支部は、 <u>パナソニック デバイス労働組合規約</u> （以下単に組合規約という）の第4条により、原則として、以下の各号の会社に在籍する従業員をもって構成する。 1. <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社</u> （白河、北佐江戸地区に勤務する従業員、ならびに <u>パナソニック デバイスディスクリットセミコンダクター労働組合</u> または <u>パナソニック デバイスオプティカルセミコンダクター労働組合</u> 在籍者を除く）在籍者 2. <u>パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社</u> 在籍で、 <u>長岡京、守口、新井、魚津、砺波地区</u> に勤務する従業員 3. <u>パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社</u> 在籍で、 <u>パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社</u> へ出向する従業員	（構成） この支部は、 <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合規約</u> （以下単に組合規約という）の第4条により、原則として、以下の各号の会社に在籍する従業員をもって構成する。 1. <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社</u> （ <u>電子部材BU</u> ならびに <u>亀岡工場、鹿児島工場</u> ならびに <u>鹿児島地区</u> 在籍者を除く）に勤務する従業員 2. 拠点に勤務する従業員および出向・駐在・派遣者については、本部と調整の上、個別に定めることができる。
第21条	第21条（委員会の招集） 委員会は3回、執行委員会が招集する。また、執行委員会が必要と認めた時および委員の過半数が要求した時、執行委員会はこれを招集しなければならない。	第21条（委員会の招集） 委員会は執行委員会が必要と認めたとき招集する。また、委員の過半数が要求した時、執行委員会はこれを招集しなければならない。
第62条	第62条（組合費及び加入金） この支部の組合費は本部費・支部費とし、本部費は本部に納入する。組合加入金は1名につき1,000円とし、本部に納入する。 ただし、本部費は改訂の都度自動的に適用される。支部費は組合員1名につき、基準額を定め、その金額については、大会で承認を得る。なお、改定徴収開始月は10月切からとする。ただし、経済の変動、その他やむを得ない事由により徴収額の変更が必要となった場合は、委員会の議により支部費の臨時改定を行なうことができる。この場合は、その後の大会において承認を受けなければならない。	第62条（組合費） この支部の組合費は組合員1名につき、基準額を定め、その金額については、大会で承認を得る。なお、改定徴収開始月は10月切からとする。ただし、経済の変動、その他やむを得ない事由により徴収額の変更が必要となった場合は、委員会の議により組合費の臨時改定を行なうことができる。この場合は、その後の大会において承認を受けなければならない。
第68条	第68条（組合規約の条項変更） <u>パナソニック デバイス労働組合規約</u> の各条項が変更された時、支部規約の各事項にも適用する。	第68条（組合規約の条項変更） <u>パナソニック セミコンダクターソリューションズ労働組合規約</u> の各条項が変更された時、支部規約の各事項にも適用する。
第71条	この規約は、平成12年8月4日より制定、実施する。 ……（省略） この規定は、平成25年8月2日に一部改定する。 この規定は、平成26年8月1日に一部改定する。 □	この規約は、平成12年8月4日より制定、実施する。 ……（省略） この規定は、平成25年8月2日に一部改定する。 この規定は、平成26年8月1日に一部改定する。 この規定は、平成28年8月2日に一部改定する。